

兵庫県公報

平成26年3月28日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県立山の学校管理規則（青少年課）	1
○ 兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則（同）	6
○ 兵庫県立林業研修館管理規則を廃止する規則（林務課）	6

公布された法令のあらまし

●兵庫県立山の学校管理規則（規則第7号）

兵庫県立山の学校の管理に関して、入学対象者、在籍期間、定員、入学の時期、休業日、入学の志願手続、入学の許可、入学許可の取消し、原状回復の義務等及び寄宿舎について定めることとした。

●兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則（規則第8号）

- 1 大学等への進学後にひきこもりになる若者が増加している状況を踏まえ、兵庫県立神出学園（以下「学園」という。）の入学対象者の年齢の上限を引き上げることとした。
- 2 年度途中に入学する学園生が進学又は就職の時期に合わせて学園の課程を修了することができるよう、在籍期間の弾力化を図ることとした。

●兵庫県立林業研修館管理規則を廃止する規則（規則第9号）

兵庫県立林業研修館の設置及び管理に関する条例の廃止に伴い、兵庫県立林業研修館管理規則を廃止することとした。

規 則

兵庫県立山の学校管理規則をここに公布する。

平成26年3月28日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第7号

兵庫県立山の学校管理規則

（趣旨）

第1条 この規則は、兵庫県立山の学校の設置及び管理に関する条例（平成26年兵庫県条例第7号。以下「条例」という。）第5条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立山の学校（以下「学校」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

（入学対象者）

第2条 学校の入学対象者は、中学校を卒業した県内に在住する21歳未満の者であつて、健やかな心身及び豊かな人間関係を育み、自らの進路を見いだしたいという意欲を有し、体験学習及び共同生活ができるものとする。

（在籍期間及び定員）

第3条 生徒の在籍期間は1年以内とし、その定員は20人とする。

（入学の時期）

第4条 学校の入学時期は、原則として4月とする。

（休業日）

第5条 学校においては、次に掲げる日には、生徒に対する条例第3条第1号及び第2号に掲げる業務（以下「業務」という。）を行わない。

- (i) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 前2号に掲げるもののほか、夏期、冬期等において知事が別に定める日

2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する日に業務を行い、又は同項に規定する日以外の日に業務を行わないことができる。

（入学の志願手続）

第6条 学校に入学しようとする者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 履歴書（様式第2号）

(2) その他知事が必要と認める書類

（入学の許可）

第7条 知事は、入学志願者に対し、別に定める選考の結果に基づき、入学を許可する。

（入学許可の取消し）

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により前条の許可を受けたとき。

(2) 学校の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、学校の管理上支障があるとき。

（原状回復の義務等）

第9条 生徒は、その責めに帰すべき理由により学校の施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

（寄宿舍）

第10条 学校に、寄宿舍を設置する。

2 生徒は、寄宿舍に入舎しなければならない。ただし、特別の理由により知事の許可を受けた生徒は、この限りでない。

3 寄宿舍に関して必要な事項は、知事が別に定める。

（管理）

第11条 条例及びこの規則に基づく知事の権限のうち、次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、学校の管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

整 理 番 号

入 学 願 書

兵庫県立山の学校に入学したいので、許可くださるようお願いいたします。

年 月 日

兵庫県知事 様

本 人 住 所.....

氏 名.....

電話 (.....) 番

保 護 者 住 所.....

氏 名.....

電話 (.....) 番

様式第2号 (第6条関係)
(表面)

履 歴 書
(年 月 日現在)

- 写真貼付け欄
- 1 正面上半身を無帽で撮影したもの
 - 2 縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもの
 - 3 提出の日前3月以内に撮影したもの

本 人	ふりがな			
	氏 名	年 月 日生 (歳) 男・女		
現 住 所	〒 (-) 電話 () 一 番			
保 護 者	氏 名			本人との続柄
	現 住 所	〒 (-) 電話 () 一 番		
学 歴	年 月 立	中学校卒業		
	年 月	学校 入学		
	年 月	学校 卒業・退学		
	年 月	学校 入学		
	年 月	学校 卒業・退学		
	年 月	学校 入学		
職 歴	年 月から 年 月まで	() に勤務		
	年 月から 年 月まで	() に勤務		
	年 月から 年 月まで	() に勤務		
備 考 (休学等の状況)				

(記入に当たっては、裏面の注意をよくお読みください。)

(裏面)

趣味・特技		
資 格 等	取 得 年 月 日	資 格 等 の 名 称
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
志 望 の 動 機		

- 注意
- 1 黒か青のインク又はボールペンで、志願者本人が自筆で記入してください。
 - 2 所定の欄に記入しきれないときは、別の紙に記入してこの履歴書に添付してください。
 - 3 職歴の欄には、アルバイト等も記入してください。



兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 8 号

兵庫県立神出学園管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立神出学園管理規則（平成 6 年兵庫県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「20歳」を「23歳」に改める。

第 3 条中「在籍期間は」の右に「原則として」を加える。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立林業研修館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成26年 3月28日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 9 号

兵庫県立林業研修館管理規則を廃止する規則

兵庫県立林業研修館管理規則（昭和50年兵庫県規則第91号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成26年 4月 1 日から施行する。